

ベルリン日本人国際学校における出張授業 「弁理士・発明・特許について」

2008年12月25日

井澤国際特許事務所 顧問弁理士 三谷祥子



12月18日、ベルリン日本人国際学校にて、「弁理士・発明・特許について」と題して出張授業を行いました。

ベルリン日本人国際学校は、ベルリン市南西部の郊外にある小さな学校です。中学生全員が1つのクラスで学ぶ中学部では、進路学習の一環として様々な職業に関する外部講師による授業を取り入れています。この授業では、弁理士という職業について、おそらくこの名を初耳であろう本校中学生の皆さんに、楽しみながら知識と関心を持ってもらい、将来の勉学・進路の計画に役立ててもらおうこと

を目標としました。

説明は約30分。私の自己紹介 発明、特許、弁理士とは？ 弁理士の役割 世界の中の日本の特許・弁理士の位置づけ 弁理士になるには、という小テーマで説明を進めました。では、日本弁理士会電子紙芝居「レオ君物語」を挿入しました。「レオ君物語」は、犬のパン職人レオ君が、弁理士キヨじいさんの助けを借りて特許活用術を身につける物語。弁理士会が日本各地で行う小中学生・一般向け教育支援活動で好評を博している教材です。

はじめは??な表情を向けていた生徒さんたちでしたが、「レオ君物語」を見終わったところには身を乗り出して注目してくださいました。同席された2人の先生方も、機材の調整の傍ら熱心に聞いてくださいました。



質問タイムでは、「特許の有効期間はあるのですか?」「デジカメやゲームカラオケも特許になっているのですか?」「どうして日本の特許出願はあんなに多いのですか?」といった生徒さんらしい基本的な質問のほかに、「工夫といっても悪いこと、やっちゃいけないことは特許にならないんですよ?」「軍事も特許になるのですか?」という実に高度で専門的な質問もいただきました。公序良俗違反は不特許要件。特許要件が技術の新しさと難易度だけでないことは、特許制度の大切な趣旨ですね。一方で軍事もまた産業であり、

ミサイル技術が追跡装置や推進装置という名称で特許権を得られることも、特許法から理解されるべきことです。

授業の翌日、学校から生徒さん達の感想集をいただきました。「レオ君物語」はやはり好評でした。教材貸出しにつきご協力・ご指導くださった日本弁理士会広報・支援・評価室および知的財産支援センター各位に御礼申し上げます。そして感想文には、『今日の話で自分の可能性が広がったと感じた』という、私にはあまりある程の嬉しい一文が!

約1時間の授業を経て、私の頭の中でも知的財産の概念が刺激され整理されることになりました。これからもこのような機会をいただけることを楽しみにしております。生徒さん、先生方、ありがとうございました。